西条市老朽危険空家除却事業補助金交付要綱

平成 28 年 3 月 24 日 (要)告示第 33 号

改正 平成 30 年 2 月 22 日 (要) 告示第 6 号 改正 令和 6 年 7 月 8 日 (要) 告示第 80 号 改正 令和 7 年 6 月 20 日 (要) 告示第 77 号

(趣旨)

第1条 この告示は、老朽化して倒壊等のおそれのある危険な空家の除却を促進し、地域の 住環境向上を図るため、市内に存する空家の除却を行う者に対し、予算の範囲内で西条市 老朽危険空家除却事業補助金を交付することについて、西条市補助金等交付規則(平成1 6年西条市規則第40号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

- 第2条 この告示において、老朽危険空家とは、現に使用されておらず、かつ、今後も居住 の用に供される見込みのない住宅(住宅に附属する納屋、車庫等を含む。)で、次に掲げる ものをいう。
 - (1) 住宅地区改良法(昭和35年法律第84号)第2条第4項に規定する不良住宅で、住宅地区改良法施行規則(昭和35年建設省令第10号)第1条第1項各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める別表において、合算した評点が100以上であるもの
 - (2) 倒壊すれば当該住宅が存する敷地と当該住宅が位置する沿道との境界線を越え、避難等に支障をきたすおそれがあるもの又は倒壊すれば当該住宅が存する敷地と隣地との境界線を越え、隣地に悪影響を及ぼすおそれがあるもの

(補助対象空家)

- 第3条 補助金の交付の対象となる老朽危険空家(以下「補助対象空家」という。)は、次に 掲げる要件を全て満たすものとする。
 - (1) 市内に存する老朽危険空家であること。
 - (2) この告示に基づく補助金以外に除却に係る他の補助金等の交付を受けていない又は受ける予定がないこと。
 - (3) 公共工事による移転、建替えその他の補償の対象となっていないこと。
 - (4) 国、地方公共団体、独立行政法人等が所有権を有していないこと。
 - (5) 同一敷地内において、同一の所有者(補助対象空家の所有者をいう。以下同じ。)がこの告示に基づく補助金の交付を受けて老朽危険空家の除却を行っていないこと。

(補助対象者)

- 第4条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次に掲げる要件を 全て満たすものとする。
 - (1) 次のいずれかに該当する者であること。
 - ア 所有者として登記事項証明書又は固定資産税課税台帳に記録されている者
 - イ アに規定する者の相続人
 - ウ ア又はイに規定する者から補助対象空家の除却について同意を得た者

- エ その他市長が特に認める者
- (2) 本人及び本人と同一世帯に属する世帯の全員が、市税を滞納していない者であること。
- 2 前項の規定にかかわらず、補助対象空家に所有権以外の権利の設定がある場合において、 当該権利者から補助対象空家の除却についての同意が得られない者は、補助対象者としな い。

(補助対象工事)

- 第5条 補助金の交付の対象となる工事(以下「補助対象工事」という。)は、補助対象者が発注する補助対象空家の除却工事であって、建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の許可を受けた者又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第21条第1項の登録を受けた者(市内に本店、支店等の事業所を有する建設業者又は解体工事業者に限る。)に請け負わせるものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する工事は、補助対象工事としない。
 - (1) 補助金の交付の決定前に着手した工事
 - (2) 他の制度等による補助金の交付を受けようとする工事
 - (3) 補助対象空家の一部を除却する工事
 - (4) 不動産売買、不動産貸付又は駐車場貸付を業とする者が当該業のために行う工事
 - (5) その他市長が不当と認める工事

(補助対象経費)

- 第6条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象工事に要する経費(除却に伴い発生する産業廃棄物の処分費を含む。)とする。ただし、家財道具、機械、車両等の処分に係るもの及び地下埋設物(浄化槽等)の除却に係るものを除く。(補助金の額)
- 第7条 補助金の額は、補助対象経費(消費税及び地方消費税の額を除く。)に5分の4を乗じて得た額とし、80万円を限度とする。
- 2 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを 切り捨てるものとする。

(事前調査の申込み)

- 第8条 補助金交付の申請をしようとする者は、事前に、西条市老朽危険空家除却事業事前 調査申込書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出し、補助金交付の対象 となるか判定を受けなければならない。
 - (1) 付近見取図及び現況写真
 - (2) 補助対象者であることを証する書類(登記事項証明書又は固定資産税課税台帳記載事項の証明書、戸籍謄本等)
 - (3) 住民票謄本
 - (4) 第4条第1号に規定する者が事前調査の申込手続を他の者に委任する場合は、委任状
 - (5) その他市長が必要と認める書類
- 2 市長は、前項の規定による申込みがあったときは、速やかに調査を行い、その判定結果

を西条市老朽危険空家除却事業判定結果通知書(様式第2号)により、当該申込みを行った者(以下「申込者」という。)に通知するものとする。

(補助金の交付申請)

- 第9条 補助金の交付を受けようとする申込者は、西条市老朽危険空家除却事業補助金交付申請書(様式第3号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。
 - (1) 老朽危険空家除却事業実施計画書(様式第4号)
 - (2) 配置図、平面図及び床面積求積図
 - (3) 工事見積書(費用の内訳が分かるもの)
 - (4) 申込者が第4条第1項第1号イの相続人である場合は、確約書(様式第5号)
 - (5) 補助対象空家が複数の者の共有である場合は、除却工事施工に関する同意書及び補助金の手続に関する委任状
 - (6) 所有権以外の権利の設定がある場合は、当該権利者の同意書
 - (7) 補助対象者が補助金の手続を他の者に委任する場合は、委任状
 - (8) その他市長が必要と認める書類
- 2 補助金の交付を受けようとする申込者は、補助金の受領を除却工事の施工者に委任する ことができる。この場合において、当該申込者は前項の補助金交付申請書に代理受領予定 届出書(様式第5号の2)を添付しなければならない。

(補助金の交付決定)

第10条 市長は、前条の規定により申請があったときは、その内容を審査し、適当と認められるときは、補助金の交付を決定し、西条市老朽危険空家除却事業補助金交付決定通知書(様式第6号)により当該申請を行った者(以下「申請者」という。)に通知するものとする。ただし、審査の結果、適当と認められなかったときは、その理由を付し、文書により申請者に通知するものとする。

(申請内容の変更)

- 第11条 申請者は、前条の規定による交付決定を受けた後、交付申請の内容を変更しようとするときは、西条市老朽危険空家除却事業変更承認申請書(様式第7号)に第9条に規定する書類のうち市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更と認められるものについては、この限りでない。
- 2 市長は、前項の申請があったときは、西条市老朽危険空家除却事業変更承認通知書(様 式第8号)により申請者に通知するものとする。

(工事の中止又は廃止)

第12条 申請者は、補助金の交付決定を受けた後において、補助対象工事を中止し、又は 廃止しようとする場合は、西条市老朽危険空家除却事業中止(廃止)承認申請書(様式第 9号)を市長に提出しなければならない。

(完了報告)

第13条 補助金の交付決定を受けた申請者は、補助事業が完了したときは、速やかに、西 条市老朽危険空家除却事業完了報告書(様式第10号)に、次に掲げる書類を添えて、市 長に提出しなければならない。

- (1) 工事請負契約書の写し
- (2) 除却に要した経費の支払いを証する領収書の写し
- (3) 工事写真(竣工状況、工事中の分別解体の状況等の補助対象事業の内容が確認できる もの)
- (4) 廃棄物処理に関する処分証明書類
- (5) その他市長が必要と認める書類
- 2 申請者は、補助金の受領を第9条第2項の規定により除却工事の施工者に委任する場合は、前項第2号に掲げる書類に代えて、除却工事に係る契約書の金額から補助金額を差し引いた金額の支払を証する領収書の写しを添付しなければならない。

(補助金の額の確定)

第14条 市長は、前条の規定による完了報告書の提出を受けたときは、その内容を審査の 上、適当と認めたときは補助金の額を確定し、西条市老朽危険空家除却事業補助金交付額 確定通知書(様式第11号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

- 第15条 前条の規定により補助金の交付額確定通知を受けた申請者は、西条市老朽危険空 家除却事業補助金請求書(様式第12号)を、市長に提出するものとする。
- 2 申請者が、前項の規定により補助金交付の請求をするに当たり、その補助金の受領について第9条第2項により除却工事の施工者に委任する場合は、前項の補助金交付請求書に、補助金の代理受領に係る委任状(様式第12号の2)を添付しなければならない。 (補助金の交付)
- 第16条 市長は、前条の請求書を受理した場合は、申請者に対し補助金を交付するものと する。
- 2 市長は、前条第2項の規定により補助金の受領を委任した場合において、前項の補助金の交付を完了した場合は、西条市老朽危険空家除却事業補助金交付完了通知書(様式第13号)により、申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消し)

- 第17条 市長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、 補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
 - (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定又は交付を受けたとき。
 - (2) この告示及び補助金交付の条件に違反したとき。
 - (3) 補助金を他の目的に使用したとき。
 - (4) 老朽危険空家の解体撤去後1年を経過しないうちに住宅等を建築し、又は当該敷地を 貸与し、若しくは譲渡したとき。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が不適当であると認めるとき。
- 2 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、西条市老朽危険空家除却事業補助金交付決定取消通知書(様式第14号)により交付決定を受けた申請者に通知するものとする。 (補助金の返還)
- 第18条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補

助金が交付されているときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずることができる。

(指導監督)

第19条 市長は、補助事業の実施に関して、必要に応じて検査し、指示を行い、又は報告を求めることができる。

(跡地の管理)

第20条 補助金の交付を受けて、老朽危険空家を除却した補助対象者は、土砂等の流出、 雑草の繁茂等、地域の居住環境を阻害しないよう、跡地の適正管理に努めなければならな い。

(関係書類の保管)

第21条 補助金の交付を受けた者は、この事業に係る収入支出の帳簿及び証拠書類を整備 し、補助事業の終了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければなら ない。

(その他)

第22条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年2月22日 (要)告示第6号)

(施行期日)

1 この告示は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の西条市老朽危険空家除却事業補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に申請がなされる老朽危険空家除却事業補助金の代理受領について適用し、同日前に申請がなされた補助金交付手続については、なお従前の例による。

附 則(令和6年7月8日(要)告示第80号)

この告示は、令和6年7月8日から施行する。

附 則(令和7年6月20日(要)告示第77号)

この告示は、令和7年6月20日から施行する。

 住
 所

 申込者
 氏
 名

 電話番号

西条市老朽危険空家除却事業事前調査申込書

西条市老朽危険空家除却事業を実施するため事前判定を受けたいので、西条市老朽危険空 家除却事業補助金交付要綱第8条第1項の規定により、次のとおり申し込みます。

なお、判定を受けるに当たり、世帯全員の市税の納付状況について調査すること、及び申 込みに係る建築物の調査のため当該建築物が存する敷地へ立ち入ることに同意します。

建築物所在地	
	□ (1) 所有者
申込者区分	□ (2) (1)の者の相続人
中 心 有 凸 刀	□ (3) 上記の者から対象建築物の除却について同意を得た者
	□ (4) その他市長が特に認める者
添 付 書 類	 (1) 付近見取図 (2) 現況写真 (3) 登記事項証明書又は固定資産税課税台帳記載事項証明書 (4) 住民票謄本 (5) 戸籍謄本 (6) 委任状(申込者が事前調査の申込手続を他の者に委任する場合) (7) その他市長が必要と認める書類

 第
 号

 年
 月

 日

印

様

西条市長

西条市老朽危険空家除却事業判定結果通知書

年 月 日付けで申込みのありました西条市老朽危険空家除却事業における 事前調査について、西条市老朽危険空家除却事業補助金交付要綱第8条第2項の規定により、 判定結果を通知します。

建築物所在地	
建築物所有者	
判定結果	
判定理由	

住 所 申請者 氏 名 電話番号

西条市老朽危険空家除却事業補助金交付申請書

西条市老朽危険空家除却事業補助金の交付を受けたいので、西条市老朽危険空家除却事業 補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり申請します。

事前判定結果通知書番号	
老 朽 危 険 空 家 の 所 在 地	
老 朽 危 険 空 家 の 所 有 者	
申請者区分	□ (1) 所有者□ (2) (1)の者の相続人□ (3) 上記の者から対象建築物の除却について同意を得た者□ (4) その他市長が特に認める者
補助対象経費	円
補助金交付申請額	円
添付書類	 (1) 老朽危険空家除却事業実施計画書(様式第4号) (2) 配置図、平面図及び床面積求積図 (3) 工事見積書(費用の内訳が分かるもの) (4) 確約書(様式第5号)(申請者区分(2)に該当する場合) (5) 同意書(補助対象空家が複数の者の共有である場合又は所有権以外の権利の設定がある場合) (6) 委任状(補助対象空家が複数の者の共有である場合又は補助金の手続を他の者に委任する場合) (7) その他市長が必要と認める書類

老朽危険空家除却事業実施計画書

申	請者				
	事 業 者 名				
	住所				
施工者	担当者氏名				
	電 話 番 号				
	許可(登録)番号				
事	業開始予定日	年	月	日	
事業完了予定日		年	月	日	

1 老朽危険空家の概要

	V 1/2-1		
所 在 地			
建築年	年	用 途	
建築面積	m²	延べ面積	m²
構造	造 一部 造	階 数	階
附属する 建築物等			

2 交付申請額の算出

事 業 費		円
補助対象経費 (a)		円
標準除却費(b)	m²× 円/	/m²= 円
補助金算定額(c)	(a)と(b)と少ない方の額×8/10	円
補助金交付申請額	(c)と800,000円の少ない方の額	円

備考

- 1 補助対象経費 (a)は、事業費のうち補助対象となる老朽危険空家の除却に要する費用を記入すること。
- 2 標準除却費 (b)は、当該年度における「住宅局所管事業に係る標準建設費等について」に規定する標準除 却費とする。
- 3 補助金交付申請額に、1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。

確	約	書

西条市長	殿

西条市老朽危険空家除却事業補助金の交付申請に係る下記の老朽危険空家について、現在、相続手続が終わっていませんが、私が相続人の代表となって当該老朽危険空家の除却事業を実施しようとするもので、相続人の間に当該老朽危険空家に係る紛争等が生じたときは、私が責任を持って解決します。

記

 住 所

 申請者 氏 名
 ®

 電話番号

代理受領予定届出書

私は、西条市老朽危険空家除却事業の実施に当たり、補助金の受領を下記の事業者に委任する予定です。

住 所	
事業者名	
代表者名	

 第
 号

 年
 月

 日

様

西条市長

印

西条市老朽危険空家除却事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました西条市老朽危険空家除却事業補助金については、下記のとおり決定しましたので、西条市老朽危険空家除却事業補助金交付要綱第10条の規定により通知します。

交付決定額	
老朽危険空家 の 所 在 地	
事業予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日
交 付 条 件	 (1) 西条市老朽危険空家除却事業補助金交付要綱の規定を遵守すること。 (2) 西条市老朽危険空家除却事業補助金交付要綱に違反したときは、この決定の全部又は一部を取り消すことができる。 (3) (2)により、この決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、その全部又は一部を返還させることがある。 (4) 除却後の跡地については、土砂等の流出、雑草の繁茂等、地域の居住環境を阻害しないよう、適正な管理を行うこと。

住 所 申請者 氏 名 電話番号

西条市老朽危険空家除却事業変更承認申請書

老 朽 危 険 空 家 の 所 在 地		
変更内容		
変更理由		
	変更前	
補助対象経費	変更後	
補助金交付申請額	変更前	
無助金文刊 中前領 	変更後	
	(1) 老朽危険空家除却事業実施計画書(様式第4号)	
添付書類	(2) 変更内容のわかる書類	
你们 青翔	(3) 工事見積書(変更内容が費用に関する場合)	
	(4) その他市長が必要と認める書類	

第号年月

様

西条市長

印

西条市老朽危険空家除却事業変更承認通知書

年 月 日付けで変更承認申請のありました西条市老朽危険空家除却事業について、下記のとおり承認しましたので、西条市老朽危険空家除却事業補助金交付要綱第11条第2項の規定により通知します。

老 朽 危 険 空 家 の 所 在 地	
変 更 内 容	
変更前交付決定額	円
変更後交付決定額	円

住 所 申請者 氏 名 電話番号

西条市老朽危険空家除却事業中止 (廃止) 承認申請書

老朽危険空家 の 所 在 地	
中止理由	

住所報告者氏名電話番号

西条市老朽危険空家除却事業完了報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた西条市老 朽危険空家除却事業が完了しましたので、西条市老朽危険空家除却事業補助金交付要綱第1 3条の規定により、次のとおり報告します。

老朽危険空家の所在地	
補助対象経費	円
補助金交付決定額	円
事業完了年月日	年 月 日
添 付 書 類	 (1) 工事請負契約書の写し (2) 事業に要した経費の支払いを証する領収書の写し (3) 工事写真(竣工状況、工事中の分別解体の状況等の補助対象事業の内容が確認できるもの) (4) 廃棄物処理に関する処分証明書類 (5) その他市長が必要と認める書類

第号年月

様

西条市長

西条市老朽危険空家除却事業補助金交付額確定通知書

年 月 日付けで完了報告のあった西条市老朽危険空家除却事業補助金について、下記のとおり補助金の額を確定しましたので、西条市老朽危険空家除却事業補助金交付要綱第14条第の規定により通知します。

記

1 交付決定額 金 円

2 交付確定額 金 円

住所請求者氏名電話番号

西条市老朽危険空家除却事業補助金請求書

年 月 日付け 第 号で交付額の確定を受けた西 条市老朽危険空家除却事業補助金について、西条市老朽危険空家除却事業補助金交付要綱 第15条の規定により、次のとおり請求します。

補助金請求額	Ш
1111071立1117111111111111111111111111111	1

	ゆうちょ銀行		銀行		本店
振	以外の金融機 関名		金庫 組合 農協		支店
込 先 金	ゆうちょ銀行	通帳記号		通帳番号	
融機	預金の種類		普通	• 当	Ž
関	口座番号				
	フリガナ				
	口座名義人				

(※代理受領(補助金受領の委任)を行う場合は、記載不要)

代理受領に係る委任状

私は、	年	月	日付け	
西条市老朽角	危険空家	除却事	業補助金	(金
とおり委任	します。			

第 号で交付決定通知を受けた

円) に係る受領について、下記の

記

委任者 (補助申請者)

住	所	
氏	名	ED

上記の権限の委任を受けることを承諾します。 受任者(老朽危険空家除却工事を行った事業者)

<u>住</u>	所	

事業者名

上記補助金は次の口座に振り込んでください。

,,				銀行		本店
	ゆうちょ銀行			金庫		
振	以外の金融機 関名			組合		支店
込先	2			農協		
金	ゆうちょ銀行	通帳記号			通帳番号	
融	預金の種類		普	通 •	• 当 座	Ķ.
機関	口座番号					
154	フリガナ					
	口座名義人					

第		号
年	月	日

様

西条市長

西条市老朽危険空家除却事業補助金交付完了通知書

年 月 日付けで請求のありました西条市老朽危険空家除却事業補助金については、下記の事業者に対し、補助金を交付しましたので通知します。

1	
2	委任により補助金の交付を受けた事業者
	事業者名
	代表者名

 第
 号

 年
 月

 日

様

西条市長

西条市老朽危険空家除却事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知をした西条市 老朽危険空家除却事業補助金について、下記のとおり交付決定の取消しをしたので、西条市 老朽危険空家除却事業補助金交付要綱第17条第2項の規定により通知します。

- 1 補助金交付決定額 金 円
- 2 補助金交付決定取消額 金 円
- 3 取消し理由